

社会保険の手続き

佐藤 睦典

健康保険被扶養者の条件

平成30年10月から協会けんぽ健康保険の扶養の認定にかかる証明書類の添付が義務付けられました。改めて健康保険被扶養者の認定基準について解説します。

◎はじめに

協会けんぽなどの健康保険制度における「被扶養者」の仕組みは、家族を養っている被保険者にとってありがたい制度ですが、基準以上の収入がある人などが不正に被扶養者となり、その恩恵を得ているケースが社会的に問題視されています。この度、協会けんぽの被扶養者認定事務に変更があったため、改めて被扶養者の認定基準について解説し、認定事務変更の内容について取り上げます。

<基本的な考え方>

被扶養者の認定基準で重要な要素は「続柄」と「収入」です。被扶養者になるには、近親者である必要があり、同時に収入が基準未満であることも求められます。

<被扶養者になれる続柄>

被扶養者とは、被保険者に生計維持をされている次の近親者をいいます。身近であれば同居要件はありませんが、本人から続柄が遠くなると同居してなくてはなりません。

(同居していなくても良いグループ)

1. 被保険者の直系尊属→本人の父母、祖父母、曾祖父母
2. 配偶者（戸籍上の婚姻届がなくとも、事実上婚姻関係と同様の人を含む）
3. 子、孫
4. 兄弟姉妹で、主として被保険者に生計を維持されている人

(同居要件があるグループ)

1. 被保険者の三親等以内の親族（同居していなくても良いグループに該当する人を除く）
2. 被保険者の配偶者で、戸籍上婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の人の父母および子
3. [2] の配偶者が亡くなった後における父母および子

※後期高齢者医療制度の被保険者等である人は除きます。

<収入>

被扶養者になるための収入要件は、次の通り①絶対的な基準と②相対的な基準があります。

被扶養者の収入基準 { 絶対的な基準→年収130万円未満(満60歳以上又は一定の障害者は180万円未満)
相対的な基準→被保険者と比べて2分の1未満の収入

届書に必要な添付書類の取扱い

平成30年10月1日から「健康保険被扶養者（異動）届」の添付書類の取扱いが変更となり、日本国内に住んでいる家族の方を被扶養者として認定する際は、証明書類に基づき身分関係および生計維持関係を確認の上、認定することとなりました。なお、一定の要件を満たしている場合には、証明書類の添付を省略することが可能です。

添付書類等一覧

添付書類	添付の省略ができる場合
●続柄確認のため（全員） 次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票※1 （提出日から90日以内に発行されたもの）	次のア、イの両方に該当する場合 ア. 被保険者と扶養認定を受ける方それぞれのマイナンバーが届書に記載されている イ. 左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを事業主が確認し、備考欄の「続柄確認済み」の□に✓を付している（または「続柄確認済み」と記載している）
●収入確認のため（全員） 年間収入が「130万円未満※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	次のアまたはイのいずれかに該当する場合 ア. 扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを事業主が確認し、事業主確認欄の「確認」を○で囲んでいる※3 イ. 扶養認定を受ける方の年齢が16歳未満
●仕送り確認のため（別居の場合のみ） 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類 ・振込の場合…預金通帳等の写し ・送金の場合…現金書留の控え（写し）	次のアまたはイのいずれかに該当する場合 ア. 扶養認定を受ける方の年齢が16歳未満 イ. 扶養認定を受ける方が16歳以上の学生

※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。

※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。（収入には公的年金も含まれます）

- ・60歳以上の方
- ・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※3 障害・遺族年金、傷病手当金、失業給付等、非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

◎まとめ

厚生労働省は、添付書類の取扱いの変更の理由として「不適切な被扶養者の認定を回避するため、原則として公的証明書等の添付を求め、各保険者において認定するよう改めて整理し、徹底を依頼するもの」と発表しています。迅速な被扶養者異動手続きができるよう、書類収集の体制を整えていきましょう。